

京都市告示第354号

土壤汚染対策法第6条第1項及び第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を次のとおり指定します。

令和7年8月28日

京都市長 松 井 孝 治

1 土壤汚染対策法第6条第1項の規定に基づき指定する区域のうち、特定有害物質に起因する地下水汚染が生じている土地

(1) 土地の所在地

京都市西京区大枝沓掛町13番6の一部

(2) 土壤汚染対策法施行規則第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

テトラクロロエチレン

(3) 講ずべき指示措置の内容

土壤汚染対策法施行規則別表第6の2の項の中欄に定める「原位置封じ込め又は遮水工封じ込め」

2 土壤汚染対策法第11条第1項の規定に基づき指定する区域

(1) 土地の所在地

京都市西京区大枝沓掛町13番6の一部

(2) 土壤汚染対策法施行規則第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

カドミウム及びその化合物、水銀及びその化合物、鉛及びその化合物

(3) 土壤汚染対策法施行規則第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類

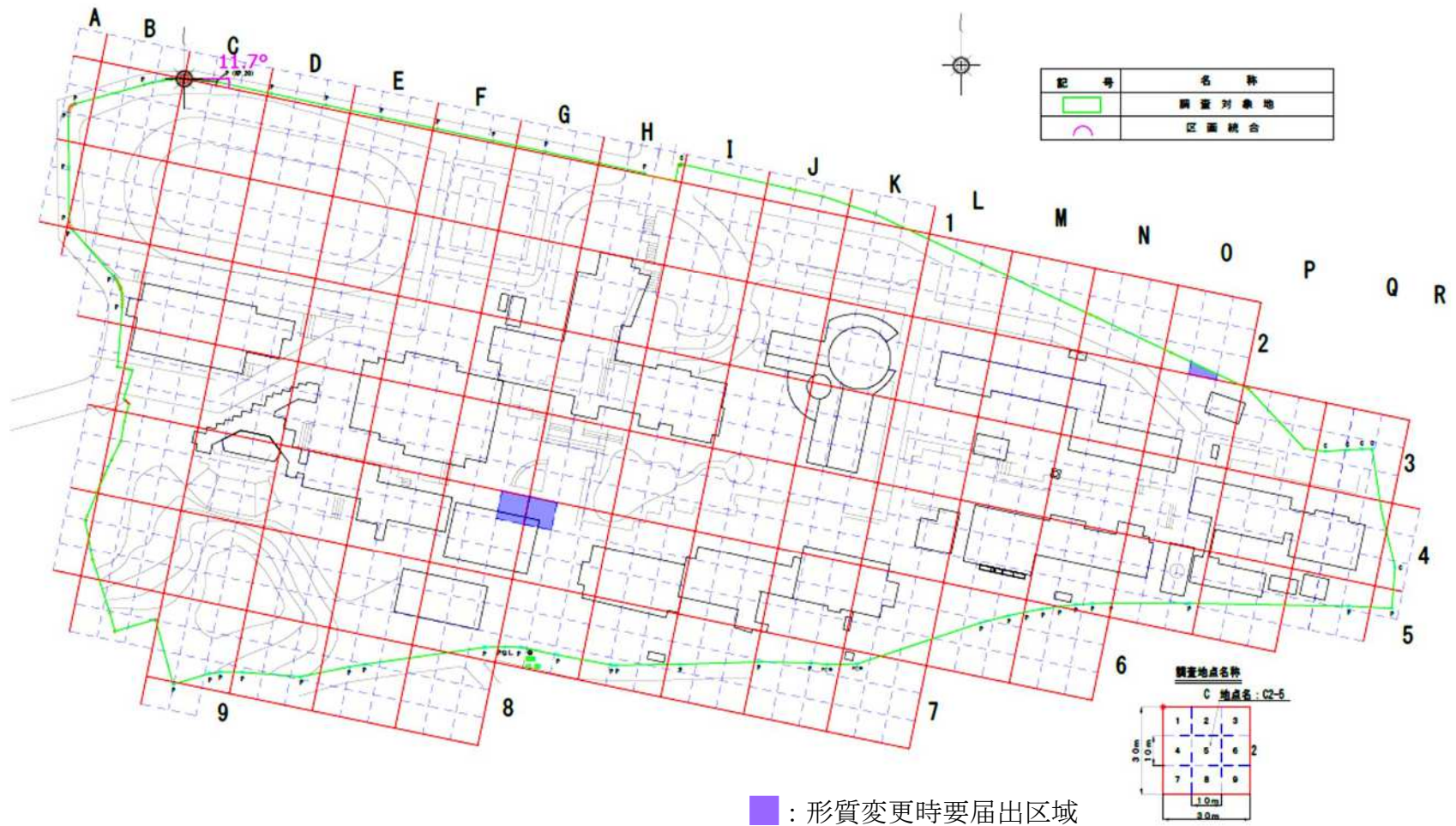
鉛及びその化合物

(環境政策局環境企画部環境保全創造課)

形質変更時要届出区域 (カドミウム及びその化合物 土壤溶出量基準超過)



形質変更時要届出区域 (水銀及びその化合物 土壤溶出量基準超過)



形質変更時要届出区域
(鉛及びその化合物 土壤含有量基準超過)

